

公園等の基準

ア 公園等の規模

公園等の規模及び配置については、次の表の開発区域の面積の区分に応じて、すべての基準を満たすこと。

公園等の規模の基準表

開発区域の面積	基準
0.3ha以上 ～ 1.0ha未満	公園等の面積の合計 開発区域面積の3%以上
1.0ha以上 ～ 5.0ha未満	1 公園等の面積の合計 開発区域面積の3%以上 2 原則として面積300平方メートル以上の公園等 1ヶ所以上
5.0ha以上 ～ 20.0ha未満	1 公園等の面積の合計 開発区域面積の3%以上 2 面積1,000平方メートル以上の公園 1ヶ所以上 3 一ヶ所の面積300平方メートル以上のもの
20.0ha以上	1 公園等の面積の合計 開発区域面積の3%以上 2 面積1,000平方メートル以上の公園 2ヶ所以上 3 原則として一ヶ所の面積1,000平方メートル (やむを得ない場合 300平方メートル)以上のもの

開発区域内に設置する公園等は、散在した配置とせず、必要なものを1ヶ所もしくは2ヶ所程度にまとめ有効に利用できるよう設置すること。

開発区域面積が1ヘクタール以上となる場合、最低面積300平方メートル以上の公園等を1ヶ所以上確保すること。開発区域内に適切に配置し、公園等として整備し得る最低面積を確保すること。

開発区域面積が5ヘクタール以上で、予定建築物の用途が住宅である場合は、公園を整備すること。

イ 設置される公園の整備基準

設置される公園等を帰属するにあたっては、担当課(公園課)との協議に基づき整備すること。

公園等は公道に接すること。

ウ 令第25条第6号ただし書き運用基準

開発区域面積が0.3ヘクタール以上5.0ヘクタール未満の開発行為であって、以下のいずれかの条件に該当する場合には、令第25条第6号ただし書きに基づき、公園等を設置しないことができる。

予定建築物の用途が住宅以外のものの開発行為であり、当該予定建築物の敷地が一つの場合。

当該開発区域が、土地区画整理事業による面的な整備事業がすでに施行された区域内の土地であり、公園等が周辺地域で適切に確保されている状態の二次的な開発行為の場合。

その他の理由により、市長が公園等の設置を不要と認めた場合。